

# 野洲市公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定

令和5年3月改訂

野 洲 市

## 目次

第1章	はじめに	1
1.	これまでの取組経緯	1
2.	本計画の概要	2
	(1) 計画の目的	
	(2) 計画の位置づけ	
	(3) 計画の期間	
	(4) 計画の対象範囲	
第2章	本市の公共施設等の状況	4
1.	公共施設等の整備状況	4
	(1) 公共施設	
	(2) 土木インフラ	
	(3) 有形固定資産減価償却率の推移	
	(4) 過去に行った対策の実績	
2.	人口推移と財政状況	12
	(1) 人口推移と将来人口推計	
	(2) 財政状況	
3.	維持管理・更新等に係る経費の見込み	16
	(1) 現在要している維持管理経費	
	(2) 更新等に係る経費の見込み	
第3章	現状を踏まえたマネジメント方針	21
1.	公共施設等のマネジメントの基本的な考え方	21
	(1) 現状や課題に関する基本認識	
	(2) 基本方針	
	(3) 取組の目標	
2.	公共施設等のマネジメント方針	23
	(1) 公共施設等の適正な配置と活用	
	(2) 長寿命化と安全確保	
	(3) 施設性能の改善等	
第4章	推進体制等	27
	(1) 全庁的な取組体制の構築	
	(2) 情報の一元管理・共有化	
	(3) PDCAサイクルの推進	

第5章 公共施設等の整備の方向性 .....	28
1. 公共施設 .....	28
(1) 個別施設の整備方針	
(2) 病院施設の整備方針	
(3) 財源確保の取組	
2. 土木インフラ .....	35
(1) 道路	
(2) 橋梁	
(3) 公園	
(4) 上水道	
(5) 下水道	

## 第1章 はじめに

### 1. これまでの取組経緯

平成16(2004)年10月に旧中主町と旧野洲町が合併して誕生した本市では、新市まちづくり計画や第1次野洲市総合計画に基づいて、合併特例債や普通地方交付税の合併特例算定等の財政支援を活用しながら、合併後のまちづくりを積極的に展開してきました。

しかし、一方では旧態依然とした財務体質や過去に行った過大な投資のツケが徐々に市政に影響を与え、加えてリーマンショックに端を発する法人市民税収の激減等により、急激に財政状況が悪化していきました。そのため、平成22(2010)年度から2ヶ年に渡って財政健全化集中改革プランを実施(目標額9億6,900万円に対し、実行額6億3,426万円)し、たちまちの危機を脱しました。

その後も福祉や教育分野等での行政需要の増加が見込まれる中で、普通地方交付税の合併特例算定が、平成27(2015)年度からは一本算定への移行によって段階的に縮減されることから、引き続きサービスを安定かつ持続的に提供するために、「事務事業」「組織」「公共施設のあり方」を見直すことを目的とし、平成25(2013)年11月には行財政改革推進方針を取りまとめ、平成26(2014)年8月には、その具体的な取組として行財政改革推進計画を作成し、平成29(2017)年3月には、国の要請である「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月総務省通知)を踏まえて「野洲市公共施設等総合管理計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。また、本計画において明らかとなった施設の現状や課題を踏まえて、平成31(2019)年3月には個別施設ごとの今後の整備方針を「野洲市公共施設のあり方」(以下「公共施設のあり方」という。)として定め、これに基づき各施設の個別施設計画を策定しました。

この度、本計画の策定から一定の期間が経過し、さらなる国の要請として公共施設等総合管理計画の不断の見直しが求められており、また、本市では令和4(2022)年3月に「野洲市行財政改革推進プラン」を策定し、公共施設の集約化等にも取り組んでいることから、これらの内容を反映した必要な見直しを行い、本計画を改訂しました。

## 2. 本計画の概要

### (1) 計画の目的

本計画は、人口減少・少子高齢化など公共施設等を取り巻く環境の変化に対応していくため、土木インフラを含む公共施設等全般について、マネジメントに係る基本的な考え方や取組の方針を明らかにするものです。

なお、本計画は公共施設等の全体状況を把握し、長期的視点による公共施設等の最適な配置を計画的に行うことを要請する総務省の指針に基づくものであるため、本計画で算出している更新費用等の推計は、必ずしも財政破綻を示唆する内容のものではありません。

#### ■ マネジメントとは

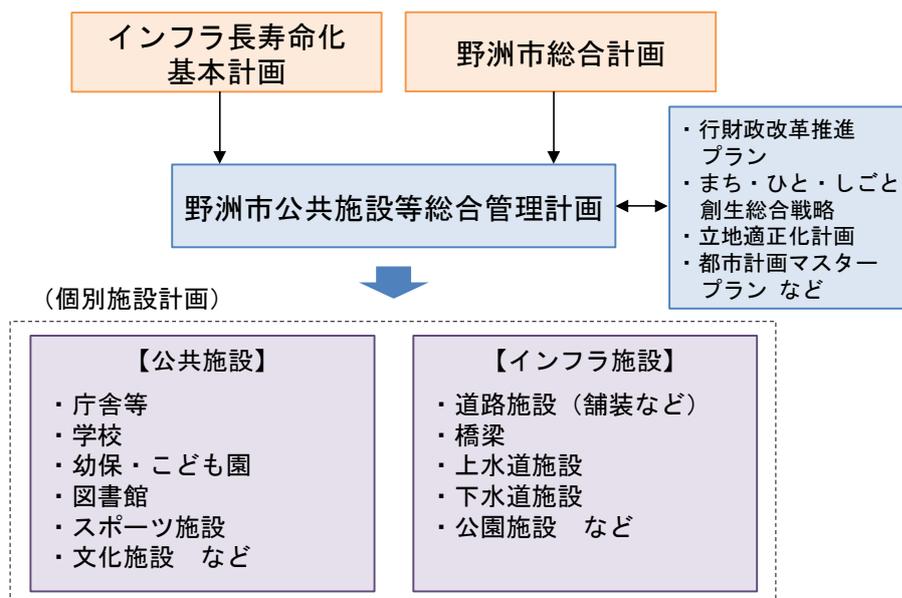
本計画では、施設の更新だけでなく、行政サービスや財政的な視点から中長期的な管理・運用手法の方針を検討するため、施設全体の円滑かつ持続的な管理・運用を実現する一連の行動を「マネジメント」と定義します。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための市の最上位計画である「野洲市総合計画」に則し、効果的かつ効率的な行財政運営に資する公共施設等のマネジメントを推進していくための基本となる計画であり、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画として策定するものです。

個別施設計画については、本計画に掲げる方針を踏まえるものとします。

図表 1.1 計画の位置づけ



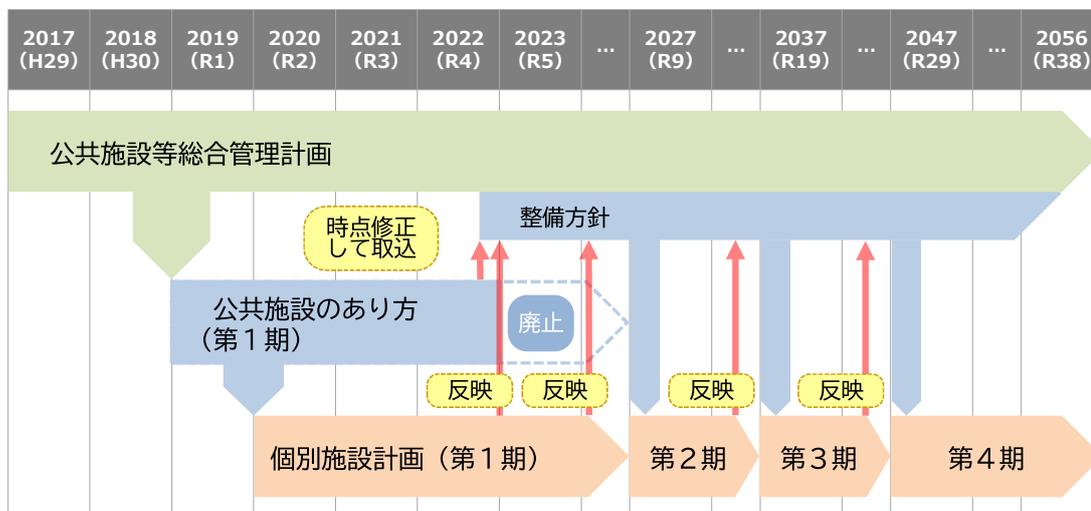
### (3) 計画の期間

本計画の対象期間は平成 29（2017）年度から令和 38（2056）年度までの 40 年間とします。ただし、「第 5 章 公共施設等の整備方針」については、策定から 10 年程度の取組の方針を示します。

また、財政状況等を踏まえた実効性の高い計画としていくため、総合計画の改訂や取組の進捗等を踏まえ、必要に応じて適宜、計画の見直しを行います。

なお、今回の改訂では、公共施設のあり方で定めた個別施設ごとの整備方針を取り込んだ見直しを行っており、このことに伴い、その役割を終えた公共施設のあり方は廃止します。

図表 1.2 計画の期間

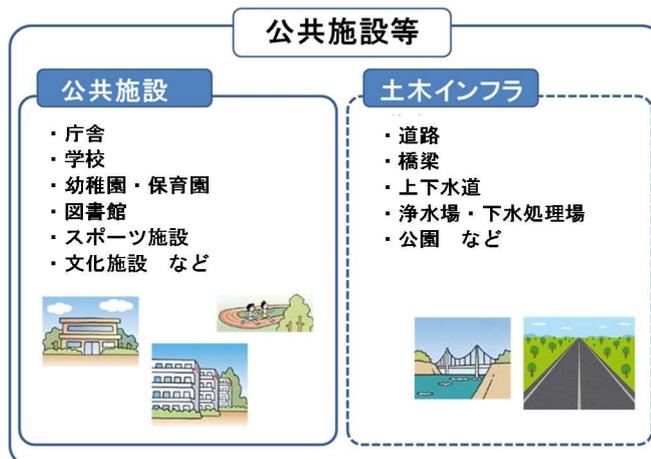


### (4) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、土木インフラを含めた本市（公営企業を含む）が保有している公共施設等とします。

本計画では、本市が保有する建築物を「公共施設」と定義し、道路や橋梁等の土木インフラと区分しています。そのため、公共施設と土木インフラを合わせて「公共施設等」と呼んでいます。

図表 1.3 公共施設等の範囲



## 第2章 本市の公共施設等の状況

### 1. 公共施設等の整備状況

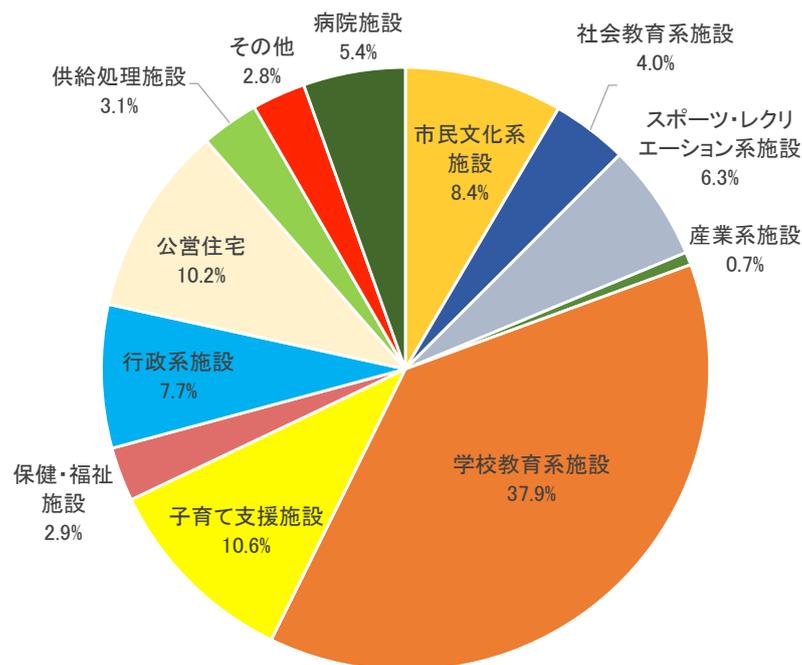
#### (1) 公共施設

##### ア 公共施設の保有量

本市が保有している公共施設は、令和4（2022）年3月31日時点で全106施設、総延床面積約19.7万㎡になります。これらの全施設を、総務省が公表している「公共施設更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）」で採用されている施設分類にあわせて、12用途に分類しました。

延床面積で見ると「学校教育系施設」が圧倒的に多く、施設数で見ると「子育て支援施設」と「公営住宅」が多く整備されています。延床面積では「学校教育系施設」「子育て支援施設」「公営住宅」に次いで、「市民文化系施設」「スポーツ・レクリエーション系施設」が多い状況であり、全体的に教育や文化に関する施設が多く整備されています。

図表 2.1 用途別の延床面積の割合



注：令和4（2022）年3月31日時点

図表 2.2 公共施設の保有量

大分類	中分類	主な施設	施設数	延床面積 (㎡)	延床面積 構成比 (%)
市民文化系施設	1 集会施設	コミュニティセンター	7	8,296	4.2
	2 文化施設	野洲文化ホール、文化小劇場、さざなみホール	3	8,219	4.2
社会教育系施設	3 博物館等	歴史民俗博物館、弥生の森歴史公園(体験工房)、文化財保管庫、桜生史跡公園(案内所)	4	4,214	2.1
	4 図書館	野洲図書館	1	3,701	1.9
スポーツ・レクリエーション系施設	5 スポーツ施設	総合体育館、B&G海洋センター、艇庫など	6	12,290	6.3
産業系施設	6 農村集落施設	三上集楽センター	1	372	0.2
	7 高齢者雇用施設	シルバーワークプラザやす、シルバーワークプラザ中主	2	994	0.5
学校教育系施設	8 学校	小学校、中学校	9	70,637	35.9
	9 その他教育施設	学校給食センター	1	3,861	2.0
子育て支援施設	10 幼保・こども園	こども園、幼稚園、保育所	9	16,627	8.5
	11 幼児・児童施設	こどもの家	10	4,227	2.2
保健・福祉施設	12 障がい福祉施設	発達支援センター・ふれあい教育相談センター、なかよし交流館	2	1,318	0.7
	14 保健施設	健康福祉センター	1	3,898	2.0
	15 その他社会福祉施設	市民交流センター	1	456	0.2
行政系施設	16 庁舎等	市役所、北部合同庁舎、中主防災コミュニティセンター	3	11,432	5.8
	17 防災施設	野洲防災センター、総合防災センター	2	1,333	0.7
	18 その他行政系施設	人権センター、地域安全センター	2	1,868	1.0
	19 消防施設	消防分団詰所	5	450	0.2
公営住宅	20 公営住宅	公営住宅	18	20,098	10.2
供給処理施設	21 一般廃棄物処理施設	野洲クリーンセンター、蓮池の里第二処分場など	3	6,016	3.1
その他	22 普通財産	中主ふれあいセンター、温水プール、自転車預かり所	3	2,609	1.3
	23 駅関連施設	昇降施設、駅前広場(シェルター)	5	2,266	1.2
	24 公衆便所	三上山登山者用便所、駅前公衆便所など	5	163	0.1
	25 公園管理施設	さくら墓園管理棟、河川公園管理事務所	2	548	0.3
病院施設	26 病院	市立野洲病院	1	10,673	5.4
合計			106	196,566	100.0

注 : 令和4(2022)年3月31日時点

## イ 公共施設の保有量の推移

公共施設の保有量の推移は図表 2.3 のとおりです。令和元（2019）年7月には、「旧野洲病院（特定医療法人社団御上会野洲病院）」から施設や事業を引き継いでおり、公共施設の保有量は、本計画の当初策定時（平成 29 年3月 31 日）から延床面積で 10,432 m<sup>2</sup>増加しています。

図表 2.3 公共施設の保有量の推移

大分類	平成 27 年度		令和3年度		増減	
	施設数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	施設数	延床面積 (m <sup>2</sup> )
市民文化系施設	11	16,687	10	16,515	-1	-172
社会教育系施設	7	8,958	5	7,915	-2	-1,043
スポーツ・レクリエーション系施設	6	10,623	6	12,290	0	1,667
産業系施設	3	1,367	3	1,367	0	0
学校教育系施設	10	73,230	10	74,498	0	1,268
子育て支援施設	21	20,090	19	20,854	-2	764
保健・福祉施設	15	6,579	4	5,672	-11	-907
行政系施設	12	15,080	12	15,083	0	3
公営住宅	20	21,117	18	20,098	-2	-1,020
供給処理施設	3	4,139	3	6,016	0	1,877
その他	20	8,265	15	5,586	-5	-2,680
病院施設	0	0	1	10,673	1	10,673
合計	128	186,134	106	196,566	-22	10,432

注 1：新設（建替えを含む）により増加した施設は、【スポーツ・レクリエーション系施設】健康スポーツセンター、【子育て支援施設】ゆきはたこども園、【供給処理施設】野洲クリーンセンター、【その他】野洲駅北口歩道橋施設（昇降施設）

注 2：病院施設については、令和元（2019）年7月に「旧野洲病院（特定医療法人社団御上会野洲病院）」から施設や事業を引き継ぎ、「市立野洲病院」として市の事業（公営企業）として運営する体制に移行

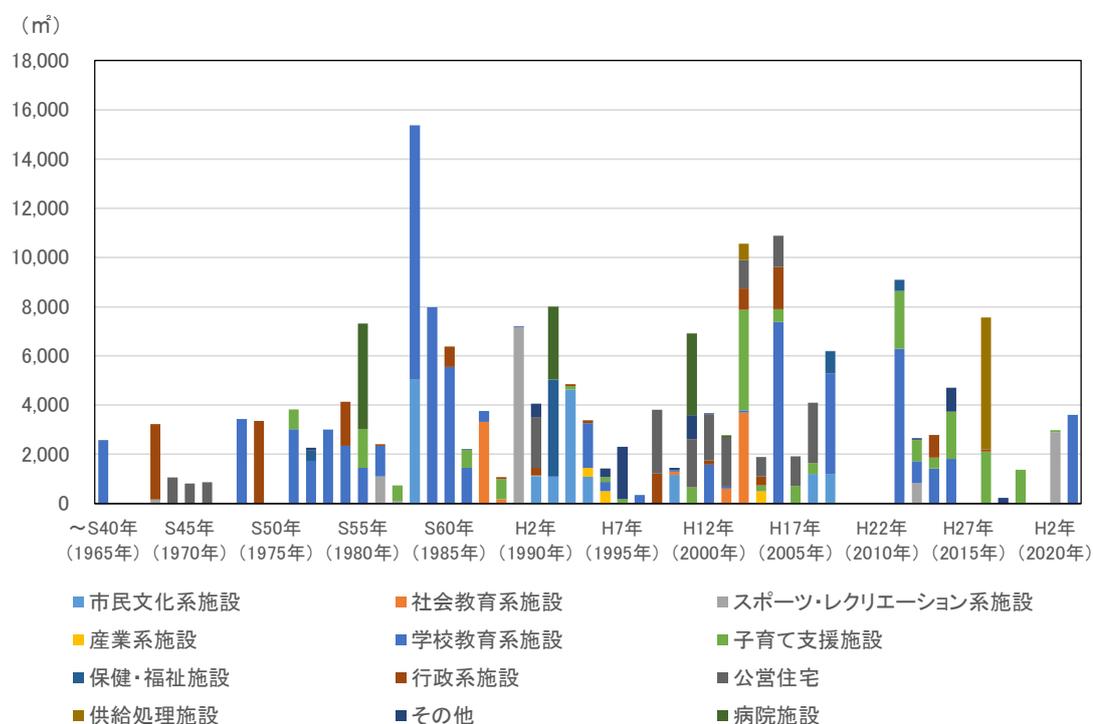
注 3：集約・複合化や事業・サービスの廃止（解体・譲渡）により減少した施設は、【市民文化系施設】和田集会所（解体）、【社会教育系施設】上屋文化財収蔵庫（解体）、旧六条公民館（解体）、【スポーツ・レクリエーション系施設】体育センター（集約化）、【子育て支援施設】中主児童館（解体）、野洲第一保育園（解体）、三上保育園（複合化）、【保健・福祉施設】老人憩の家 11 施設（譲渡）、【公営住宅】改良住宅（譲渡）、永原第 2 団地（4 号棟）（解体）、【供給処理施設】旧野洲クリーンセンター（解体）、【その他】普通財産 6 施設（解体、譲渡）

## ウ 建築年代別の整備状況

本市が保有する公共施設の延床面積を建築年代別に見ると、近年建設された施設の延床面積は全体的に抑えられているものの、令和4（2022）年3月31日時点で建築後30年以上が経過している（平成4（1992）年以前の）施設が約51%を占めています。

一般的に建築後30年程度を経過すると、大規模改修等や建替えの検討が必要となる施設が増え、多くの整備費用が必要になる時期を迎えます。そのため、今後、施設の老朽化による安全性の低下や日常的な修繕等に係る費用の増大、大規模改修や建替え時期の集中が予想されるため、適切なマネジメントが必要な状況となっています。

図表 2.4 建築年代別の整備状況

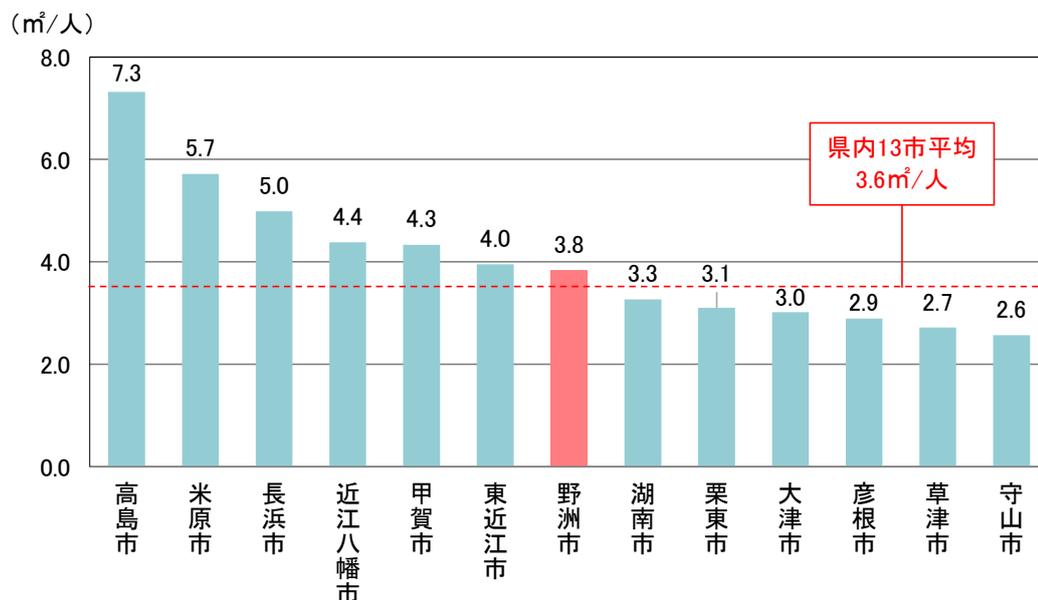


注：令和4（2022）年3月31日時点

## エ 他自治体との比較

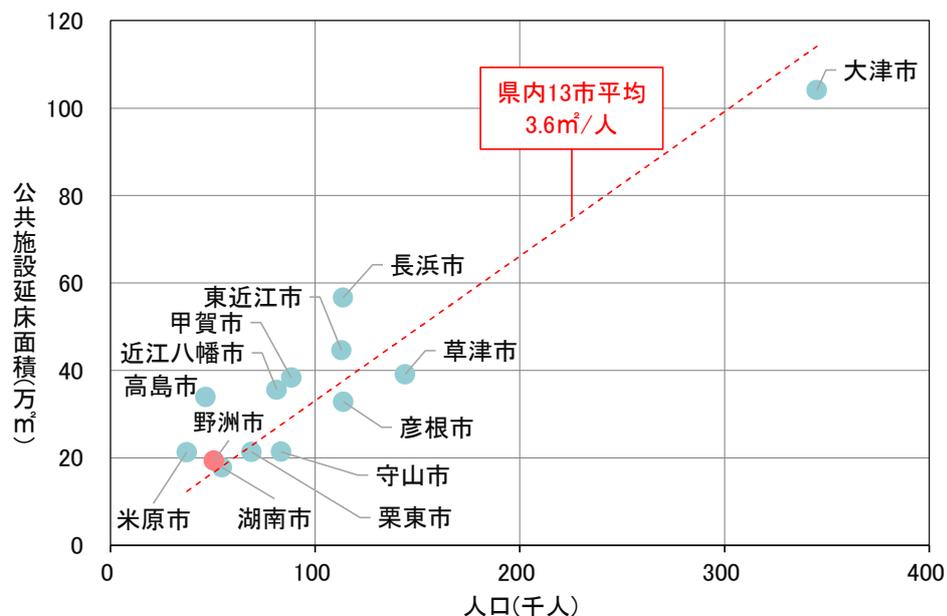
公共施設の人口一人当たりの延床面積は 3.8 m<sup>2</sup>/人であり、本市を含む滋賀県内の 13 市で比較すると、本市の施設保有量は 7 番目に高く、県内 13 市平均値をやや上回っています。

図表 2.5 人口一人当たり延床面積の滋賀県内他市との比較



資料：令和2年国勢調査、令和2年度公共施設状況調査

図表 2.6 公共施設の延床面積と人口の散布



資料：令和2年国勢調査、令和2年度公共施設状況調査

## (2) 土木インフラ

### ア 土木インフラの保有量

本市（公営企業を含む）が管理する主な土木インフラは、道路、橋梁、上水道、下水道、公園であり、令和4（2022）年3月31日時点で、道路は、市道が延長約371.8km（1,056路線）、農道が延長約118.9km（361路線）、林道が延長約6.6km（7路線）となっています。また、橋りょうは346橋、延長約2.2kmを管理しています。

公園は205箇所、面積約53.7haを管理しており、そのうち都市公園が14箇所、面積約23.9haとなっています。

上水道は、管路延長が約348km、浄水場が3箇所（比江水源地、南桜水源地、三上水源地）、配水池が4箇所（井口配水池、比江配水池、田中山配水池、三上配水池）となっています。

下水道は、公共下水道（琵琶湖流域下水道）を整備しており、管路延長が約303km、ポンプ場が1箇所（比留田ポンプ場）となっています。

図表 2.7 主な土木インフラの保有量

大分類	中分類	施設数等
道路	市道	1,056 路線 371,755 m
	農道	361 路線 118,874 m
	林道	7 路線 6,596 m
橋梁		346 橋 2,207 m
	PC橋・RC橋	333 橋 1,999 m
	鋼橋	7 橋 142 m
	石橋	5 橋 14 m
	混合橋	1 橋 52 m
公園	都市公園	14 箇所 239,301 m <sup>2</sup>
	ふれあい公園・児童遊園	183 箇所 268,948 m <sup>2</sup>
	農村公園	8 箇所 29,242 m <sup>2</sup>
上水道	管路	348 km
	浄水場	3 箇所
	配水池	4 箇所
下水道	管路	303 km
	ポンプ場	1 箇所

注：令和4（2022）年3月31日時点

## イ 土木インフラの保有量の推移

主な土木インフラの保有量の推移は図表 2.8 のとおりです。下水道については、農業集落排水施設の公共下水道への統合を実施しています。

図表 2.8 土木インフラの保有量の推移

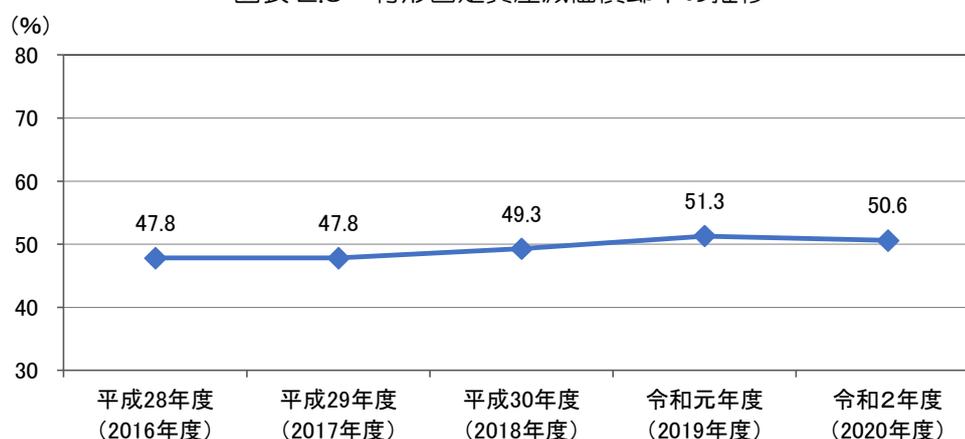
大分類	中分類	平成 27 年度	令和3年度	増減
道路	市道	364,685 m	371,755 m	7,071 m
	農道	121,593 m	118,874 m	-2,719 m
	林道	6,939 m	6,596 m	-343 m
橋梁		2,128 m	2,207 m	79 m
公園	都市公園	233,328 m <sup>2</sup>	239,301 m <sup>2</sup>	5,973 m <sup>2</sup>
	ふれあい公園・児童遊園	243,025 m <sup>2</sup>	268,948 m <sup>2</sup>	25,923 m <sup>2</sup>
	農村公園	29,242 m <sup>2</sup>	29,242 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
上水道	管路	348 km	348 km	0 km
	浄水場	3 箇所	3 箇所	0 箇所
	配水池	4 箇所	4 箇所	0 箇所
下水道	管路	291 km	303 km	12 km
	ポンプ場	1 箇所	1 箇所	0 箇所
	農業集落排水処理施設	4 箇所	0 箇所	-4 箇所

### (3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産が耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているかの程度を表す指標であり、この指標が高いほど有形固定資産の老朽化が進んでいることを示しています

本市における一般会計等の有形固定資産減価償却率は、令和 2（2020）年度で約 51%となっています。この水準は、人口・産業構造で分類した類似団体の平均値（令和元年度で約 61%）を下回っています。

図表 2.9 有形固定資産減価償却率の推移



資料：財政状況資料集、野洲市決算カード

(4) 過去に行った対策の実績

ア 公共施設

本市では、平成 29（2017）年 3 月に策定した本計画において明らかとなった施設の現状や課題を踏まえて、平成 31（2019）年 3 月には、個別施設ごとの今後の整備方針を公共施設のあり方として定め、これに基づき、各施設の個別施設計画（第 1 期）を令和 2 年 3 月に策定（令和 4 年 10 月に改訂）しています。

公共施設のあり方や個別施設計画等に基づき、本市で過去に行った個別施設に係る主な取組は図表 2.10 のとおりです。

図表 2.10 過去に行った個別施設に係る主な取組

大分類	施設名称	延床面積 (H28.3.31)	実施手法	実施年度	実施内容
市民文化系施設	コミュニティセンターしのはら	1,131.7 m <sup>2</sup>	保全・更新	R1	・大規模改修
	コミュニティセンターぎおう	1,081.1 m <sup>2</sup>	保全・更新	R3	・大規模改修
スポーツ・レクリエーション系施設	総合体育館	7,046.2 m <sup>2</sup>	集約化	R1	・体育センターの解体 ▼1,220 m <sup>2</sup>
	体育センター	1,220.0 m <sup>2</sup>			
	中主 B&G 海洋センター (体育館・プール)	2,044.8 m <sup>2</sup>			
学校教育系施設	中主小学校	7,639.0 m <sup>2</sup>	保全・更新	R1-R2	・大規模改修、増築・解体 3 m <sup>2</sup> 【内訳】 旧館棟解体 ▼2,157 m <sup>2</sup> 増築棟他 2,160 m <sup>2</sup>
	野洲北中学校	8,539.0 m <sup>2</sup>	保全・更新	R1-R3	・大規模改修、増築 1,439 m <sup>2</sup>
子育て支援施設	三上こども園(旧三上幼稚園)	948.0 m <sup>2</sup>	複合化	H30-R1	・三上こども園の増築 1,374 m <sup>2</sup> ・三上保育園の解体 ▼940 m <sup>2</sup>
	三上保育園	940.0 m <sup>2</sup>			

イ 土木インフラ

道路、橋梁については、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として個別施設計画（個別施設ごとの長寿命化計画）を策定（改訂）し、個別施設計画に基づく計画的な維持管理・更新等に取り組んでいます。

図表 2.11 個別施設計画の策定状況（土木インフラ）

分類	計画名称	策定(改訂)年月
道路	野洲市補装修繕計画	令和3年3月
橋梁	野洲市橋梁長寿命化修繕計画	令和2年1月
上水道	野洲市水道事業アセットマネジメント計画	平成 28 年3月

## 2. 人口推移と財政状況

### (1) 人口推移と将来人口推計

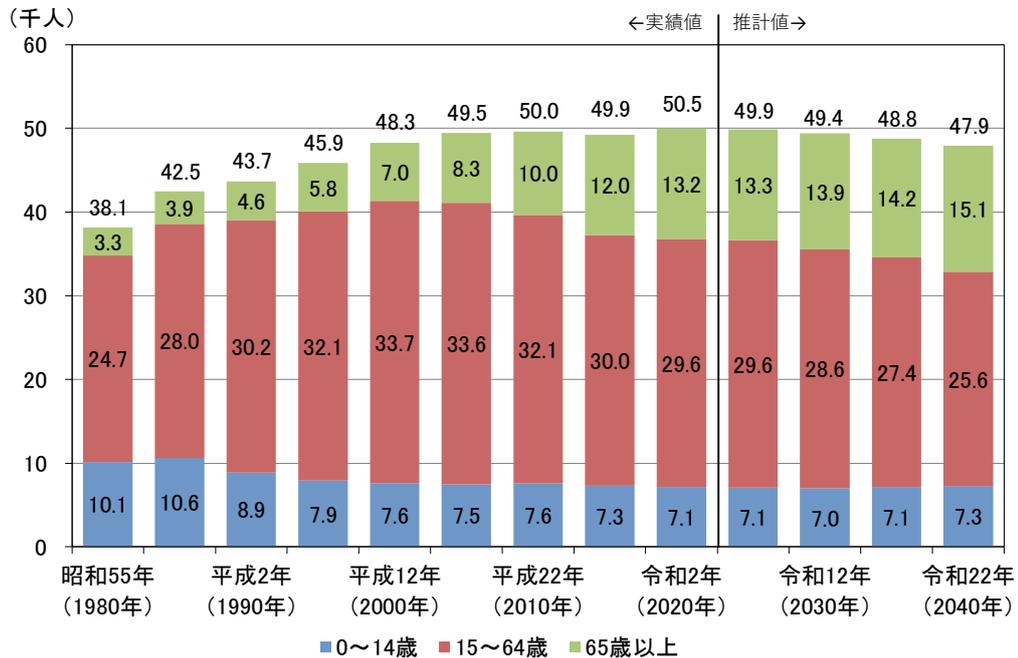
令和2（2020）年国勢調査における本市の人口は50,513人であり、これまで増加を続けてきましたが、生産年齢人口（15～64歳の人口）は、平成12（2000）年以降、減少に転じており、少子高齢化が進んでいます。

将来の人口推計（「第2次野洲市総合計画」における推計値）によると、本市の人口は、令和2（2020）年をピークに減少傾向に転じるとされ、20年後の令和22（2040）年には約47.9千人（令和2年比△5%）となる見込みです。

また、少子高齢化が一段と進むと予想される中で、令和22（2040）年には、令和2（2020）年と比較して年少人口（0～14歳の人口）はほぼ横ばいですが、生産年齢人口は約4.0千人減少し、その割合がそれぞれ約15%、約53%になる一方で、老年人口（65歳以上の人口）の割合が約31%（約15.1千人）となる見込みです。

人口構成の変化は、将来負担の変化に影響することはもちろん、行政サービスの需要の変化をもたらします。年少人口の減少に伴い小・中学校等では余剰が生じる一方、老年人口の増加に伴い高齢者福祉施設の需要が高まるなど、状況の変化に応じて公共施設等の整備を進めていく必要があります。

図 2.12 人口の推移



資料：国勢調査（実績値）、第2次野洲市総合計画（推計値）

## (2) 財政状況

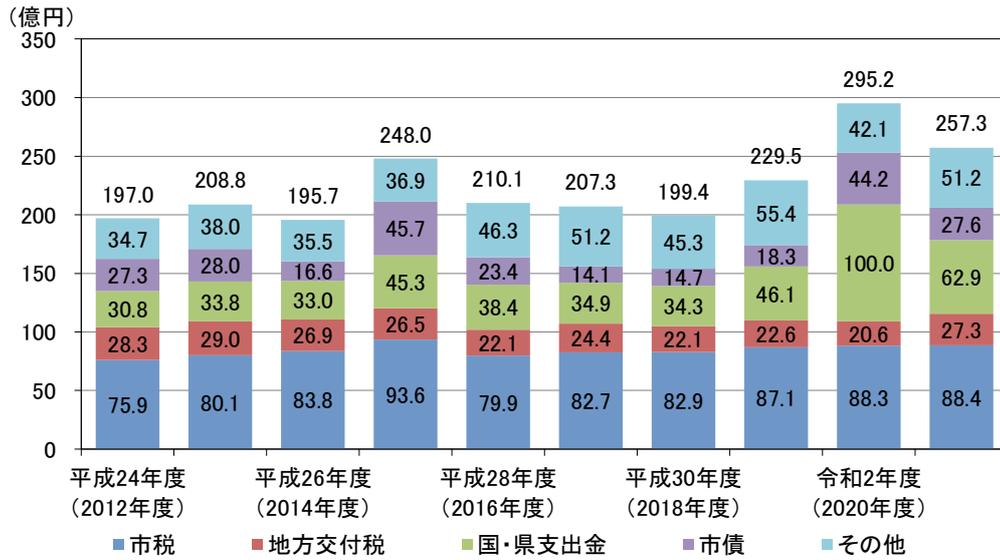
### ア 歳入・歳出（普通会計）

本市の歳入は、市税等の自主財源の割合が比較的高く、市税収入は84億円前後で推移しています。しかし、中長期的には、生産年齢人口の減少等に伴い、安定した自主財源の確保が難しくなります。

一方、歳出をみると、義務的経費については、高齢化の進行等により扶助費の増加が続いています。公共施設等の整備に充当される投資的経費については、年度間にバラつきは見られますが、おおむね26億円前後で推移しています。令和2（2020）年度に歳出が増加している要因は、特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）支給事業の実施による補助費等の増加、小・中学校の大規模改修等に伴う普通建設事業費の増加等があげられます。

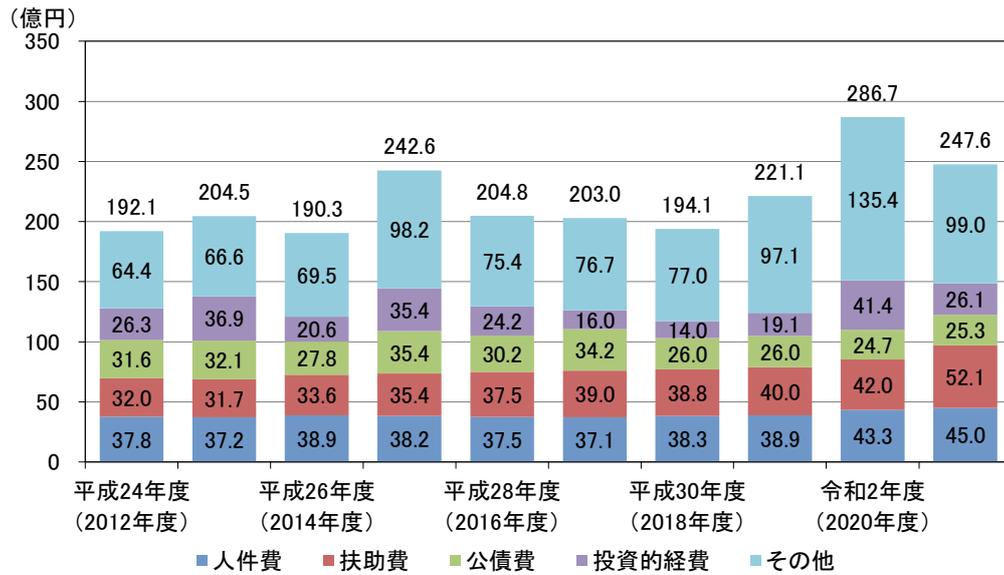
生産年齢人口の減少による税収の伸び悩みや高齢化に伴う扶助費の増加等を踏まえると、将来的な財政状況は現状よりも厳しくなると考えられます。

図表 2.13 歳入の推移



資料：地方財政状況調査

図表 2.14 歳出の推移



資料：地方財政状況調査

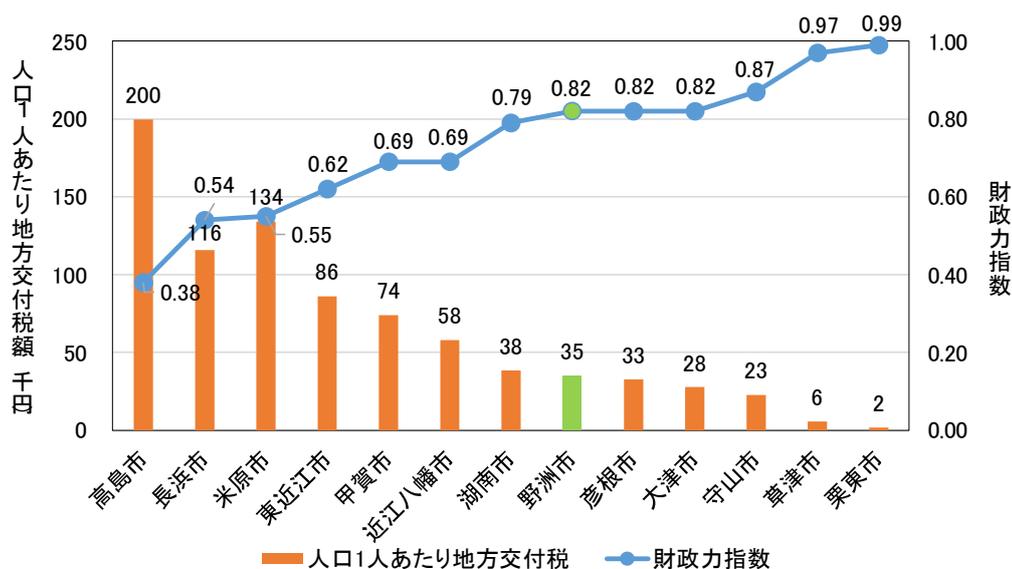
## イ 財政力指数

令和2（2020）年度における本市の財政力指数（地方公共団体の財政力を示す指標で1.0を上回れば税収入等のみを財源として円滑に行政を遂行できる：基準財政収入額/基準財政需要額）は0.82であり、滋賀県内（本市含む13市）の平均は0.73であるため、本市は滋賀県内の市では中間程度の財政力ですが、財政的に決して余裕のある状況とは言えません。そのため、今後も公共施設の再編等を含む行財政改革を進めることが必要になると考えられます。

### ■ 地方交付税と財政力指数の関係

地方交付税は、地方公共団体間の財政力格差を解消し財源の均衡化を図る目的に交付されるものですが、財政力指数が1を超える場合、地方交付税の不交付団体となります。また、財政力指数が1以下の団体であっても、1に近いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言えます。

図表 2.15 滋賀県内他市および本市の地方交付税額と財政力指数（令和2年度）



資料：地方財政状況調査

### 3. 維持管理・更新等に係る経費の見込み

#### (1) 現在要している維持管理経費

平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度の一般会計決算における公共施設と土木インフラの普通建設事業費と維持補修費は図表 2.16 のとおりです。

過去 5 年間の平均額は公共施設で 20.0 億円、土木インフラで 2.9 億円、これらをあわせた公共施設等で 22.9 億円となっています。

図表 2.16 普通建設事業費と維持補修費（一般会計）

単位：億円

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公共施設	普通建設事業費	11.9	10.9	16.6	37.9	19.4
	維持補修費	0.9	0.8	0.6	0.4	0.3
	合計	12.8	11.7	17.2	38.4	19.8
土木インフラ	普通建設事業費	2.5	1.6	1.4	2.7	5.9
	維持補修費	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
	合計	2.5	1.6	1.4	2.8	6.0
公共施設等	普通建設事業費	14.4	12.5	17.9	40.6	25.4
	維持補修費	0.9	0.8	0.7	0.6	0.4
	合計	15.3	13.3	18.6	41.2	25.8

資料：地方財政状況調査

## (2) 更新等に係る経費の見込み

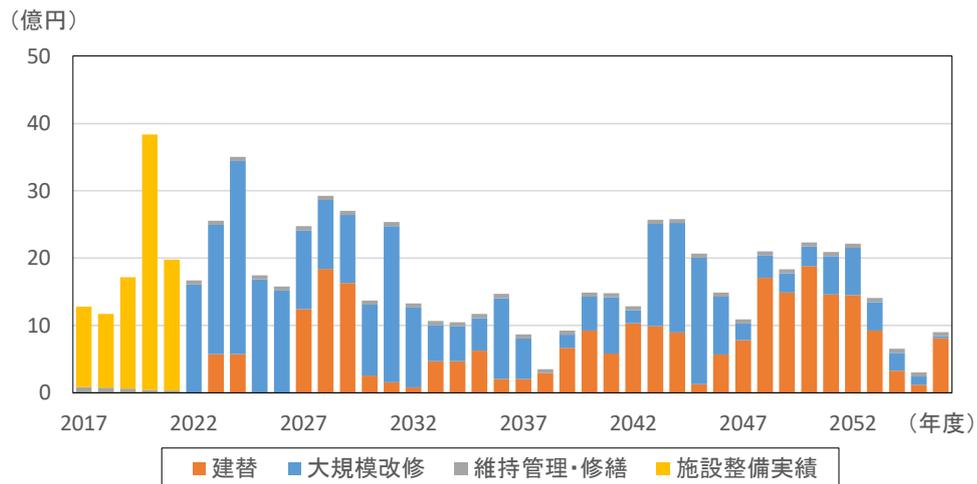
### ア 普通会計

#### (公共施設)

本市が保有する公共施設について、改修・建替等に係る費用（更新費用）を試算したところ、平成 29（2017）年度から令和 38（2056）年度までの 40 年間で、長寿命化対策を実施した場合は総額で約 691 億円、長寿命化対策を行わずに単純更新した場合は総額で約 783 億円が必要という結果になりました。

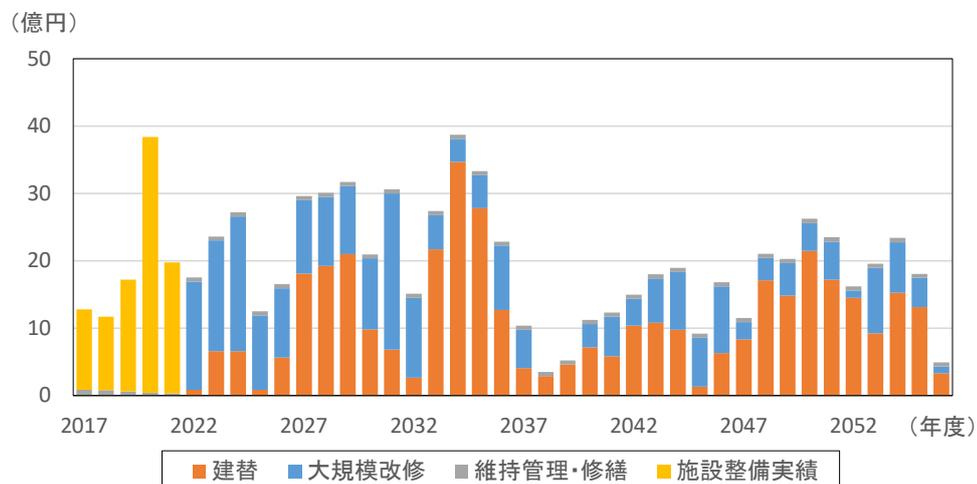
長寿命化対策により、40 年間で約 92 億円の経費が削減できる試算となっていますが、その場合でも令和 13（2031）年度までの今後 10 年間では、年平均で約 23 億円の負担が見込まれます。過去 5 年間（平成 29 年度から令和 3 年度）に要した公共施設の投資額（普通建設事業費及び維持補修費）は年平均で約 20 億円であるため、長寿命化対策を行ってもなお更新費用の不足が生じる状況です。老朽化が進む施設への対応等を着実に進めるためには、公共施設の集約化等により延床面積の削減を図り、更新費用の不足を解消することが必要となっています。

図表 2.17 公共施設の更新等に係る経費の見込み（長寿命化対策を行う場合）



注 1：次頁「公共施設の更新費用の試算方法」により試算

図表 2.18 公共施設の更新等に係る経費の見込み（単純更新の場合）



注 1：次頁「公共施設の更新費用の試算方法」により試算

■ 公共施設の更新費用の試算方法

(単純更新および長寿命化)

- 学校施設については、「野洲市学校施設長寿命化計画」(令和4(2022)年3月策定)において中長期の更新費用を試算しているため、その結果を用います。

(単純更新)

- 学校施設以外の公共施設については、総務省が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」の条件設定を参考にして、耐用年数を60年(建設後30年で大規模改修、60年で建替え)と仮定し、延床面積に各施設用途別の更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。なお、普通財産については、試算の対象から除いています。
- 建替えの実施期間は3年間(築59・60・61年目で費用発生)、大規模改修の実施期間は2年間(築29・30年目で費用発生)
- 大規模改修の積残し期間は10年間(基準年時点で築31年以上が経過している公共施設については、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定します。ただし、築51年以上が経過しているものは大規模改修を行わず、建替えを行うと仮定します。)
- 修繕等に係る費用は、過去5年間(平成29年度から令和3年度まで)の年度平均額と同等の費用が今後も継続的に発生すると仮定します。
- 各施設用途別の更新単価は図表2.19のとおりです。

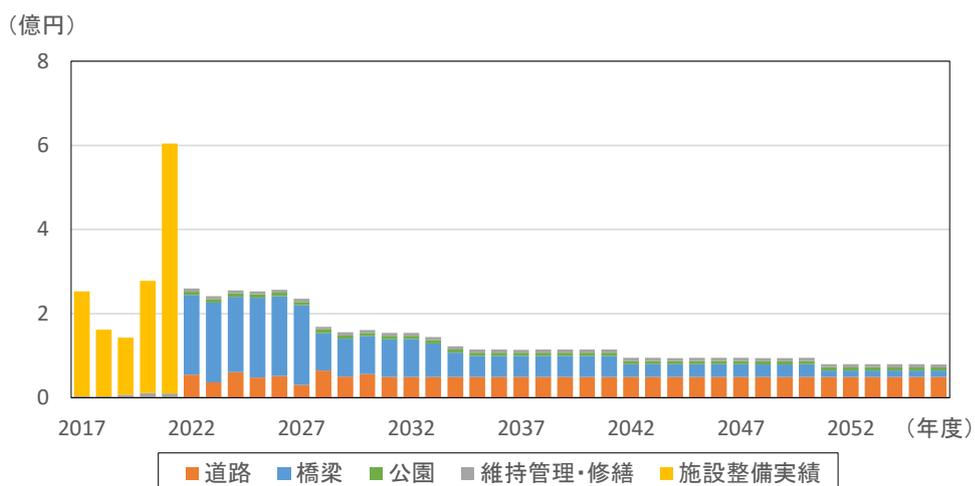
図表 2.19 各施設用途別更新単価

大分類	大規模改修	建替え
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

## (土木インフラ)

土木インフラについては、「野洲市補裝修繕計画」（令和3（2021）年3月策定）、「野洲市橋梁長寿命化修繕計画」（令和2（2020）年1月策定）で試算された更新費用、および公園の更新費用をあわせると、平成29（2017）年度から令和38（2056）年度までの40年間の更新費用の総額は約61億円（年平均で約1.5億円）となっています。

図表 2.20 土木インフラの更新等に係る経費の見込み



資料：野洲市補裝修繕計画（道路）、野洲市橋梁長寿命化修繕計画（橋梁）

注1：令和13（2031）年度以降の道路の更新費については、「野洲市補裝修繕計画」における令和3（2021）年度から令和12（2030）年までの概算事業の年度平均額と同等の費用が継続的に発生すると仮定

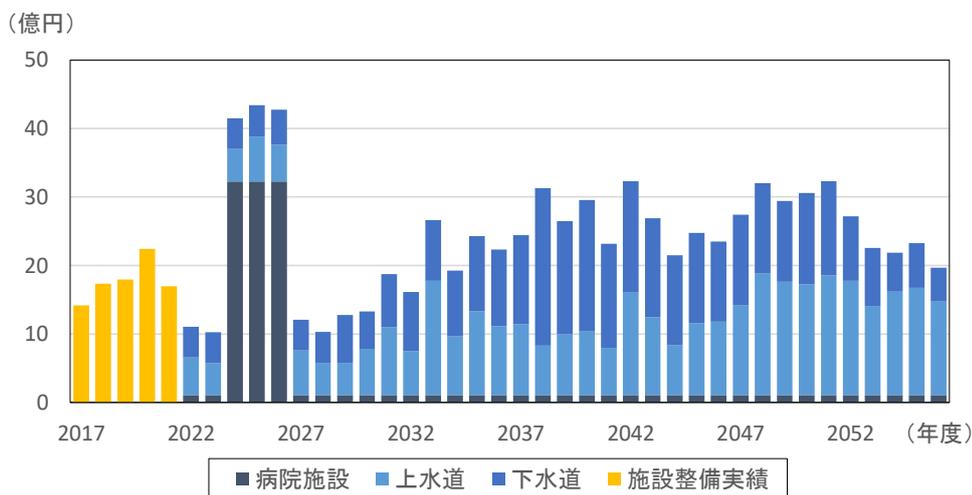
注2：公園の更新費については、過去3年間（平成29年度から令和3年度）に要した維持管理費用の年平均額と同等の費用が今後も継続的に発生すると仮定

## イ 公営事業会計

病院施設については、「野洲市民病院整備 基本構想・基本計画」（令和4（2022）年11月策定）において市立野洲病院の移転建替えに係る概算事業費（約93.6億円）を算出しており、現野洲病院の維持管理費用（年平均で約1.1億円）を含めると、現野洲病院の事業を引き継いだ令和元年（2019）年度から令和38（2056）年度までの38年間で総額約134億円（年平均で約3.5億円）の負担が見込まれます。

上水道については、「野洲市水道事業アセットマネジメント計画」（平成28（2016）年3月策定）で試算された更新費用において、平成29（2017）年度から令和38（2056）年度までの40年間で総額約418億円（年平均で約10.5億円）の負担が見込まれます。また、下水道については、保有する管路を法定耐用年数に基づき更新するとした場合、同期間で総額約391億円（年平均で約9.8億円）の負担が見込まれます。

図表 2.21 公共施設等の更新等に係る経費の見込み（公営事業会計）



資料：野洲市民病院整備 基本構想・基本計画（病院施設）、野洲市水道事業アセットマネジメント計画（上水道）

### ■ 下水道の更新費用の試算方法

（単純更新）

- 下水道（管路）については、総務省が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」の条件設定を参考にして、耐用年数を50年と仮定し、管径別の更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。
- 管径別の更新単価は図表 2.22 のとおりです。

図表 2.22 管径別の更新単価

管径	更新単価
250mm 未満	61 千円/m
251～500mm	116 千円/m
501～1000mm	295 千円/m
1001～2000mm	749 千円/m

## 第3章 現状を踏まえたマネジメント方針

### 1. 公共施設等のマネジメントの基本的な考え方

#### (1) 現状や課題に関する基本認識

今後厳しさを増す自治体経営にとって、社会情勢の変化や地域のバランスを保ちながら公共施設等のマネジメントを行うことが急務となっています。

そのため、従来どおり施設所管課単独で公共施設のあり方を検討するのではなく、全市的な視点に立ち、市民サービスの水準を維持しつつ中長期的な公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等により、適正配置を推進します。

また、本市では、合併により結果的に機能が重複する公共施設が複数存在することから、今後施設が提供するサービスも含めて5万人規模の本市に適した施設のあり方を慎重に判断していきます。

土木インフラについては、計画的な維持管理による長寿命化や更新費用等の縮減・平準化を図る必要があります。

#### (2) 基本方針

現状や課題に関する基本認識を踏まえながら、今ある公共施設等を有効活用するという視点に基づき、以下の3つをマネジメントの基本方針として設定します。

##### ア 市民サービスのあり方を見据えた施設再編

- ・「住んでよかったまち」「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」の実現に必要な事業・サービスを提供するために、中長期的な視点で効果的・効率的な公共施設の配置を行います。
- ・上記の事業・サービスについては、適宜、市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえ見直しを行います。

##### イ 施設の安全性の確保

- ・市民が利用する施設であることを考慮し、維持管理にあたっては施設の安全性の確保を最優先とします。
- ・定期的な点検や予防保全を行うことで、突発的な故障や不具合による利用停止等の防止に取り組みます。

##### ウ ライフサイクルコストの縮減と平準化

- ・施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
- ・計画的な保全工事の実施により、事業コストの縮減を図るとともに、財政負担の平準化に取り組みます。

### (3) 取組の目標

本市では、本計画の初版において、平成 29（2017）年度から令和 38（2056）年度までの 40 年間に必要となる更新費用の不足額を試算し、その不足額を延床面積に換算した結果に基づき、公共施設のあり方において、令和 38（2056）年度までに延床面積を 15.5%削減（対平成 27（2015）年度末比）することを目標として定めています。

そのため、本計画においても、公共施設のあり方との整合を図り、公共施設の保有量に関する数値目標を次のとおり設定します。

2056 年度までに延床面積を約 16%削減（対 2015 年度末比）
-------------------------------------

一方、土木インフラについては、市民生活や経済活動の基盤であり、公共施設に比べて集約・複合化や転用等の再編が難しいことから、適正規模に関する数値目標は設定しませんが、適切な維持管理・更新等に係る費用の削減・平準化を徹底するとともに、長期的な観点で必要性が認められない施設については、保有量の削減についても検討します。

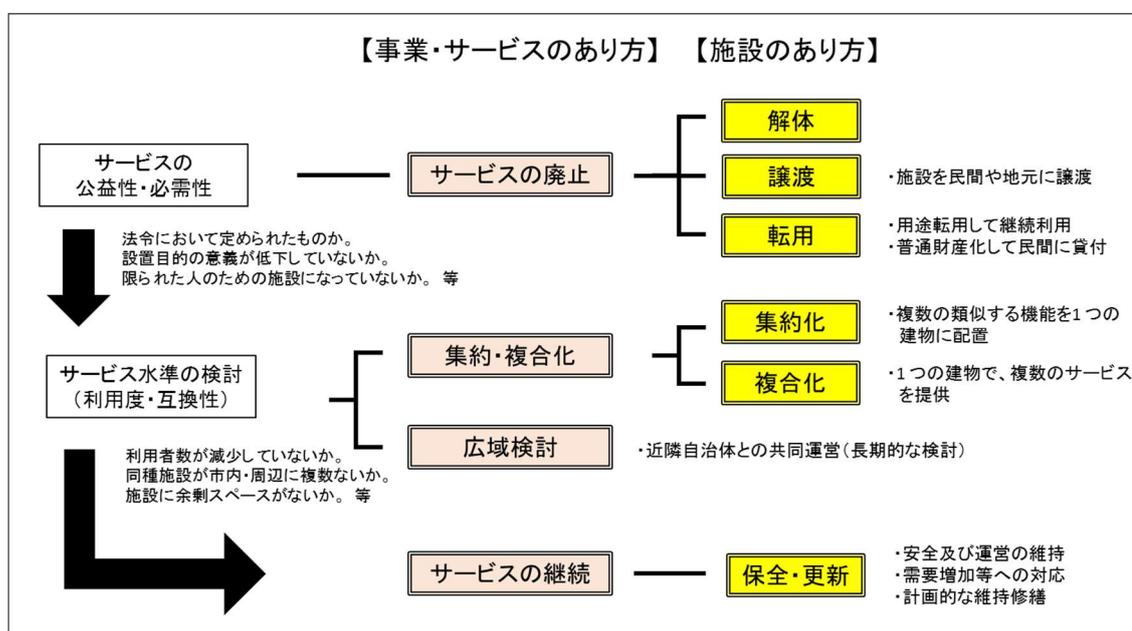
## 2. 公共施設等のマネジメント方針

### (1) 公共施設等の適正な配置と活用

#### ア 再編の実施方針

公共施設については、今後の財政規模や人口予測を踏まえると、再編による適正配置を行う必要がありますが、公共施設の機能を充実させることにより、市民生活や子育て・教育環境の充実にもなることから、再編にあたっては、市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、設置目的に合った利用がされているか、利用者数が減少していないか等の十分な吟味を行い、事業・サービスの廃止や集約・複合化の判断をしていきます。その上で、老朽化など建物の状況の評価を行い、総合的な視点から公共施設の再編を行います。

図表 3.1 公共施設の再編イメージ



#### イ 保有する財産の活用や処分に関する基本方針

サービスの廃止により不要となった施設は、売却や貸付等も含めた活用策を検討し、必要に応じて施設の更新等に係る財源の確保を図ります。

#### ウ 広域連携

本市における公共施設の適正な配置を考えることはもちろん、草津市、守山市、栗東市、本市の湖南4市におけるスポーツ施設・文化施設の相互利用の取組など、近隣自治体との連携について実施・検討を進めます。

また、長期的には、近隣自治体との共同運営も視野に入れた協議についても検討する必要があります。

## エ 公民連携事業の検討・実施

市民との協働による公共施設等の管理・運営や、指定管理者制度や包括的民間委託、今後更新や新設が必要な施設への PFI 手法の導入など、本市の実情にあわせた公民連携事業の実施・検討を進めます。

## オ 各種計画との連携

多極ネットワーク型コンパクトシティを目指す「立地適正化計画」と連携を図りながら、公共施設の適正な配置と活用に向けた取組を推進します。

また、今後の施設整備における重要な計画として「野洲駅南口周辺整備構想」があります。平成 24（2012）年に民間会社より、野洲駅南口周辺の所有地約 9,300 ㎡の買い取りを行い、周辺市有地を含めて、官民連携でにぎわいづくりに取り組んでいきます。

## (2) 長寿命化と安全確保

### ア 点検・診断等の実施方針

今後も使い続ける施設については、市民が利用する施設であることを考慮し、維持管理にあたっては施設の安全性の確保を最優先とします。

そのため、施設の状態を把握し、施設の供用に支障となるような不具合の早期発見、適切な処置により利用者および第三者への安全を確保していく観点から、施設管理者による日常的な点検、パトロールの充実を図ります。公共施設については、「野洲市公共施設点検マニュアル」（平成 26 年 3 月作成）に基づき定期的に点検を行い、適正な維持管理を図ります。

### イ 維持管理・更新等の実施方針

施設に不具合が生じてから修繕・改修等を行うのではなく、安全・安心に使用できるようにするために、施設の特性等に応じて、劣化による損傷の進行が把握できる施設については、損傷が軽微なうちに早期対策を行う予防保全型の維持管理への転換を進めることで、施設の長寿命化と更新費用等の縮減・平準化を図り、劣化による損傷の把握が困難な施設については、計画的な点検等により、損傷を早期に発見し、適切な措置を行うことにより、施設の性能と安全性の確保を図ります。

また、大規模な改修が必要な施設については、個別施設計画の検討において、持ち続けることの可否も含めて判断していきます。

計画的な維持管理と日常的な維持管理が両輪となり、点検・診断結果や対策履歴等のデータを蓄積・管理し、評価・検証に基づき個別施設計画を見直すといったメンテナンスサイクルを実施する仕組みの構築を検討します。

## ウ 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた施設については、危険個所の除去、立入禁止措置、利用者等への周知徹底を行うなど、安全確保の対策を迅速に行います。

また、利用者の安全確保の観点から、老朽化等により供用廃止する公共施設等や今後も利用の見込みのない公共施設等については、原則として、民間への売却・貸付による有効活用を検討することとします。

## エ 耐震化の実施方針

必要な耐震性能が確保されていない施設のうち、不特定多数の市民が利用する施設や災害時の避難・活動拠点等となる施設について、優先的に耐震化を推進します。

## オ 長寿命化の実施方針

今後も保有していく施設のうち、重要度の高い施設等については、損傷が軽微である段階から修繕等を行う予防保全へと転換し、長寿命化を推進します。長寿命化の推進にあたっては、施設の特性等に応じて、効率性や経済性、社会的影響等の観点から、必要に応じて計画的な保全・更新等を実施するための個別施設計画（長寿命化計画）を策定します。

公共施設については、図表 3.2 のとおり、施設全体に重大な被害が及ぶことを防止するため、外部に面する部位や主要な設備部材など、建築物の性能や機能を維持する上で重要となる部分を予防保全の対象とし、長寿命化にあたっては、図表 3.3 のとおり、法定耐用年数を上回る年数を目標使用年数として設定します。

図表 3.2 予防保全の対象部位

	対象部位	具体例	更新周期	法定点検の有無
建築	屋根	屋上防水	15～30年	
	外部仕上げ	外壁(シーリング含む)	15～40年	
電気	受変電	配電盤、変圧器、コンデンサ	25～30年	電気事業法
	非常用電源	自家発電装置、静止形電源装置	30年	消防法、電気事業法
	防災	自動火災報知機、非常放送設備	15～20年	消防法
	中央監視	監視制御装置	10～15年	
	昇降機	エレベーター	25～30年	建築基準法
機械	空調	冷温水発生機、冷却塔、エアコン	15年	
	給排水	給水管、配水管、ポンプ類	15～30年	
	消火	屋内消火栓、ポンプ、スプリンクラー	15～30年	消防法

図表 3.3 目標使用年数

区分	対象	目標耐用年数
長寿命化施設	・鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造でかつ延床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の建物	80 年
	・鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建物	60 年
その他施設	・一般の市民が利用しない倉庫等 ・延床面積 50 m <sup>2</sup> 未満の小規模な建物 ・簡易な構造の建物(建築基準法施行令第 136 条の 9 に規定される建築物) など	法定耐用年数

(3) 施設性能の改善等

ア ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の新設・更新にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した設計となるようにします。

また、既存の公共施設等については、改修等にあわせて「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」のバリアフリー基準を踏まえた整備を図ります。

イ 脱炭素化の推進方針

既存の公共施設の省エネルギー改修や再生可能エネルギーの導入等を推進し、エネルギー消費に伴い発生する二酸化炭素の削減を図ります。

「野洲市環境基本計画」「野洲市地球温暖化対策実行計画」に基づき、維持管理における効率的なエネルギー利用等を図ります。

## 第4章 推進体制等

### (1) 全庁的な取組体制の構築

施設所管課が単独で公共施設のあり方を検討するのではなく、各課が保有する施設情報の一元化や、複数の課に関係する施策を効率的・効果的に進めるため、全庁的な総合調整と先導による公共施設のマネジメントの推進を一元的に行う部署の設置について検討します。

### (2) 情報の一元管理・共有化

本市が保有する公共施設の全体像を統一的・分野横断的に把握するため、各施設の基礎情報、管理運営状況等の公共施設のマネジメントを進めるうえで必要となる情報を継続的に蓄積するとともに、固定資産台帳等を活用しながら、多角的に分析する取組を進めます。

また、公共施設の再編や計画的な保全等の円滑な執行を支援する「公共施設マネジメントシステム」（仮称）の構築を検討します。

### (3) PDCAサイクルの推進

本計画では、公共施設等のマネジメントに計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）からなるPDCAサイクルを取り入れ、スパイラルアップを図りながら適宜、計画の見直しを行います。

なお、本計画は40年間の長期計画ですが、本計画に基づく個別施設計画は10年ごとに定めることとしています。そのため、「第5章 公共施設等の整備方針」については、個別施設計画に基づく取組の実施状況等を反映し、10年ごとに見直しを行います。

## 第5章 公共施設等の整備方針

### 1. 公共施設

#### (1) 個別施設の整備方針

本市では、公共施設等のマネジメント方針に基づき、個別の公共施設について事業・サービスおよび建物の状況の両面から評価を行い、総合的な視点から令和8（2026）年度までの整備方針を公共施設のあり方として定めています。

公共施設のあり方で定めた個別施設ごとの整備方針は次のとおりです。

#### ア 事業・サービスを集約・複合化する施設

##### ○文化施設（野洲文化ホール、野洲文化小劇場、さざなみホール）

設置目的	・市民の文化の向上と芸術の振興を図る施設
施設の概要	・野洲文化ホールは築 39 年、さざなみホールは築 30 年を経過しているものの、これまで計画的な大規模修繕・改修が行われておらず、設備等の老朽化が進んでいる。
整備方針	【集約化】 ・合併により重複しているホール機能について、効率的な運用を図るために集約化を行う。

##### ○高齢者雇用施設（シルバーワークプラザやす、シルバーワークプラザ中主）

設置目的	・高齢者の職業生活の充実その他福祉の増進を図る施設
施設の概要	・シルバーワークプラザは、旧町においてそれぞれ整備した施設であり、その管理運営については指定管理者である公益財団法人野洲市シルバー人材センターが担っている。
整備方針	【集約化】 ・合併により重複している研修室・作業場等の機能について、効率的な運用を図るために集約化を行う。

##### ○人権センター

設置目的	・市民の人権擁護及び人権意識の高揚を図る施設
施設の概要	・平成 28（2016）年3月の隣保館事業の終了に伴い、野洲児童館を人権センターホールに用途変更している。 ・人権センターは、平成 10（1998）年に耐震化を含む大規模改修を行っているが、建物耐震認証が取得できていないため、増築等を行う場合には、耐震診断および認証取得が必要となる。 ・人権センター内の一室を守山保護区保護司会に貸し付け、「守山・野洲更生保護サポートセンター」を設置している。
個別施設のあり方	【複合化】 ・一部事務室等が有休資産となっているため、教育委員会の各所属を移転する。

イ 既に事業・サービスを廃止している施設

○大型共同作業所

設置目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は普通財産</li> </ul>
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等の就労対策及び技能付与訓練等を目的として整備された施設であるが、同和対策事業から一般施策へ移行したことから平成 27（2015）年度末をもって普通財産化している。</li> <li>・補助事業により取得した財産の処分に係る包括承認手続きにより、平成 29（2017）年度には、倉庫として用途変更を行った。</li> </ul>
整備方針	<p>【譲渡】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、商工観光課の資材倉庫として使用しているが、資材の移動先が確保できれば譲渡を行う。</li> </ul>

○中主ふれあいセンター

設置目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は普通財産</li> </ul>
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 7（1995）年に旧中主町の健康福祉センターとして整備された施設で、平成 21（2009）年の集約化により普通財産化している。</li> <li>・野洲市社会福祉協議会、野洲市商工会、特定医療法人社団御上会およびデイサービス事業を承継された社会福祉法人すみれ厚生会に貸し付けていた。</li> </ul>
整備方針	<p>【転用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、施設の一部を市立野洲病院の訪問看護ステーション等の事務所として使用しているが、その他の部分は、民間事業者への貸付により、小規模多機能型居宅介護の事業所の開設など福祉施策等に活用する。</li> </ul>

ウ 事業・サービスを継続する施設

事業・サービスを継続する施設として、「保全・更新」とした施設においても、今後、築後 30 年を超過する公共施設が急増するため、個別の施設ごとに費用対効果を考慮し、計画的な大規模修繕や更新等を図ります。

図表 5.1 公共施設のあり方（第1期）における個別施設の整備方針

施設類型 (中分類)	施設 No.	施設名称	所管課	延床 面積	主たる 構造	建築年	築年数	目標耐 用年数	令和8年度 までの整備 方針
1 集会施設	2	コミュニティセンターきたの	協働推進課	1,168.5	S	1998	24	60	保全・更新
	3	コミュニティセンターみかみ	協働推進課	1,083.3	S	1993	29	60	保全・更新
	4	コミュニティセンターしのはら	協働推進課	1,131.7	S	1992	30	60	保全・更新
	5	コミュニティセンターぎおう	協働推進課	1,081.1	S	1991	31	60	保全・更新
	6	コミュニティセンターなかさと	協働推進課	1,200.0	S	2006	16	60	保全・更新
	7	コミュニティセンターひょうず	協働推進課	1,196.8	S	2007	15	60	保全・更新
	複合	コミュニティセンターやす	協働推進課	1,434.6	RC	1983	39	80	保全・更新
2 文化施設	9	野洲文化ホール	生涯学習スポーツ課	3,597.2	RC	1983	39	80	集約化
	10	さざなみホール	生涯学習スポーツ課	3,447.2	RC	1992	30	80	集約化
	11	野洲文化小劇場	生涯学習スポーツ課	1,120.8	SRC	1990	32	80	集約化
3 博物館等	12	歴史民俗博物館	歴史民俗博物館	3,282.2	RC	1987	35	80	保全・更新
	13	弥生の森歴史公園(体験工房)	歴史民俗博物館	177.6	S	1988	34	60	保全・更新
	15	桜生史跡公園(案内所)	文化財保護課	123.0	S	1998	24	60	保全・更新
	16	吉地文化財保管庫	文化財保護課	605.0	S	2001	21	31	保全・更新
4 図書館	14	野洲図書館	野洲図書館	3,701.0	RC	2002	20	80	保全・更新
5 スポーツ施設	19	総合体育館	スポーツ施設管理室	7,046.2	SRC	1989	33	80	保全・更新
	22	中主 B&G 海洋センター(体育館・プール)	スポーツ施設管理室	2,044.8	SRC	1981	41	80	保全・更新
	23	旧レークセンター(倉庫)	スポーツ施設管理室	158.6	RC	1968	54	50	保全・更新
	24	中主 B&G 海洋センター(艇庫)	スポーツ施設管理室	99.3	S	1989	33	31	保全・更新
	25	青少年活動施設	スポーツ施設管理室	23.8	S	1990	32	31	保全・更新
	133	健康スポーツセンター	スポーツ施設管理室	2,847.5	S	2020	2	60	保全・更新
6 農村集落施設	27	三上集楽センター	農林水産課	372.3	S	1993	29	60	保全・更新
7 高齢者雇用施設	30	シルバーワークプラザやす	商工観光課	498.4	S	1994	28	60	集約化
	31	シルバーワークプラザ中主	商工観光課	496.0	S	2003	19	60	集約化
8 学校	32	祇王小学校	教育総務課	7,127.0	RC	1973	49	80	保全・更新
	33	北野小学校	教育総務課	7,526.0	RC	1983	39	80	保全・更新
	34	野洲小学校	教育総務課	10,437.0	RC	1977	45	80	保全・更新
	35	三上小学校	教育総務課	5,435.0	RC	1959	63	80	保全・更新
	36	篠原小学校	教育総務課	4,914.0	RC	1979	43	80	保全・更新

注1：令和4年9月30日時点

注2：主たる構造のSRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

図表 5.1 公共施設のあり方（第1期）における個別施設の整備方針（つづき）

施設類型 (中分類)	施設 No.	施設名称	所管課	延床 面積	主たる 構造	建築年	築年数	目標耐 用年数	令和8年度 までの整備 方針
8 学校	37	中主小学校	教育総務課	10,329.0	RC	1957	65	80	保全・更新
	38	野洲中学校	教育総務課	9,390.0	RC	1976	46	80	保全・更新
	39	野洲北中学校	教育総務課	9,978.0	RC	1984	38	80	保全・更新
	40	中主中学校	教育総務課	7,561.0	RC	1983	39	80	保全・更新
9 その他教育施設	41	学校給食センター	学校給食センター	3,861.1	S	2007	15	31	保全・更新
10 幼保・こども園	44	篠原こども園	こども課	1,093.0	S	1986	36	60	保全・更新
	45	さくらばさまこども園	こども課	1,922.0	S	2014	8	60	保全・更新
	124	ゆきはたこども園	こども課	2,109.3	S	2016	6	60	保全・更新
	56	祇王幼稚園	こども課	1,393.0	S	1976	46	60	保全・更新
	57	北野幼稚園	こども課	1,646.0	RC	1988	34	80	保全・更新
	58	中主幼稚園	こども課	3,154.0	S	2002	20	60	保全・更新
	59	三上こども園	こども課	948.0	S	2002	20	60	保全・更新
	60	野洲幼稚園	こども課	1,999.0	RC	1980	42	80	保全・更新
	62	野洲第三保育園	こども課	989.0	S	1982	40	60	保全・更新
11 幼児・児童施設	46	野洲第1～6こどもの家	こども課	1,101.6	S	2011	11	60	保全・更新
	47	野洲第7こどもの家	こども課	180.0	S	1994	28	60	保全・更新
	48	祇王第1～2こどもの家	こども課	312.0	S	2005	17	60	保全・更新
	49	祇王第3～6こどもの家	こども課	664.6	S	2011	11	60	保全・更新
	50	北野第1～2こどもの家	こども課	293.1	S	1995	27	60	保全・更新
	51	北野第3～4こどもの家	こども課	385.0	S	2012	10	60	保全・更新
	52	中主第1～2こどもの家	こども課	291.2	S	1999	23	60	保全・更新
	53	中主第3～4こどもの家	こども課	467.8	S	2012	10	60	保全・更新
	54	篠原こどもの家	こども課	203.6	S	2003	19	60	保全・更新
	複合	三上第1～2こどもの家	こども課	230.0	RC	2011	11	80	保全・更新
12 障がい福祉施設	65	発達支援センター・ふれあい教育相談センター	発達支援センター、ふれあい教育相談センター	407.0	S	1977	45	60	保全・更新
	78	なかよし交流館	スポーツ施設管理室	911.0	S	2007	15	60	保全・更新
14 保健施設	77	健康福祉センター	健康推進課	3,897.9	RC	1991	31	80	保全・更新
15 その他社会福祉施設	64	市民交流センター	市民交流センター	456.0	S	2011	11	60	保全・更新

注1：令和4年9月30日時点

注2：主たる構造のSRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

図表 5.1 公共施設のあり方（第1期）における個別施設の整備方針（つづき）

施設類型 (中分類)	施設 No.	施設名称	所管課	延床 面積	主たる 構造	建築年	築年数	目標耐 用年数	令和8年度 までの整備 方針
16 庁舎等	79	市役所	総務課	7,047.7	RC	1968	54	80	保全・更新
	80	北部合同庁舎	総務課	3,520.1	RC	1974	48	80	保全・更新
	81	中主防災コミュニティセンター	総務課	864.0	RC	2002	20	60	保全・更新
17 防災施設	83	野洲防災センター	危機管理課	409.0	S	1997	25	60	保全・更新
	126	総合防災センター	危機管理課	924.4	RC	2013	9	60	保全・更新
18 その他行政系施設	82	人権センター	人権施策推進課	1,807.1	RC	1979	43	80	複合化
	84	地域安全センター	危機管理課	60.7	S	1985	37	60	保全・更新
19 消防施設	85	消防団中里分団詰所	危機管理課	124.0	S	1993	29	60	保全・更新
	86	消防団兵主分団詰所	危機管理課	86.0	S	1992	30	60	保全・更新
	87	消防団三上分団詰所	危機管理課	72.4	S	1988	34	60	保全・更新
	88	消防団篠原分団詰所	危機管理課	92.8	S	2016	6	60	保全・更新
	89	消防団野洲分団詰所	危機管理課	74.9	S	1981	41	60	保全・更新
20 公営住宅	131	市営住宅 小篠原団地(集会所)	住宅課	69.3	RC	1989	33	60	保全・更新
	91	市営住宅 小篠原団地	住宅課	1,985.0	RC	1989	33	70	保全・更新
	92	市営住宅 木部団地	住宅課	1,300.0	RC	2006	16	70	保全・更新
	93	市営住宅 和田団地	住宅課	1,218.3	RC	2005	17	70	保全・更新
	94	市営住宅 永原第1団地(集会所)	住宅課	122.3	S	1999	23	60	保全・更新
	95	市営住宅 永原第1団地(1号棟)	住宅課	1,252.8	RC	1997	25	70	保全・更新
	96	市営住宅 永原第1団地(2号棟)	住宅課	1,838.4	RC	1999	23	70	保全・更新
	97	市営住宅 永原第1団地(3号棟)	住宅課	1,991.4	RC	2001	21	70	保全・更新
	98	市営住宅 永原第2団地(1号棟)	住宅課	1,063.8	RC	1969	53	70	保全・更新
	99	市営住宅 永原第2団地(2号棟)	住宅課	809.6	RC	1970	52	70	保全・更新
	100	市営住宅 永原第2団地(3号棟)	住宅課	857.3	RC	1971	51	70	保全・更新
	103	市営住宅 新上屋団地(1号棟)	住宅課	1,148.6	RC	2000	22	70	保全・更新
	104	市営住宅 新上屋団地(2号棟)	住宅課	1,148.6	RC	2002	20	70	保全・更新
	105	市営住宅 新上屋団地(3号棟)	住宅課	1,265.8	RC	2004	18	70	保全・更新
	106	市営住宅 新上屋団地(4号棟)	住宅課	1,150.6	RC	2006	16	70	保全・更新
107	市営住宅 吉地団地(1号棟)	住宅課	1,337.4	RC	1997	25	70	保全・更新	
108	市営住宅 吉地団地(2号棟)	住宅課	735.8	RC	2000	22	70	保全・更新	

注1：令和4年9月30日時点

注2：主たる構造のSRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

図表 5.1 公共施設のあり方（第1期）における個別施設の整備方針（つづき）

施設類型 (中分類)	施設 No.	施設名称	所管課	延床 面積	主たる 構造	建築年	築年数	目標耐 用年数	令和8年度 までの整備 方針	
20	公営住宅	109	市営住宅 吉地団地(3号棟)	住宅課	802.8	RC	2003	19	70	保全・更新
21	一般廃棄物処理施設	125	野洲クリーンセンター	野洲クリーンセンター	5,243.1	SRC	2016	6	25	保全・更新
		111	蓮池の里第二処分場	野洲クリーンセンター	650.4	SRC	2002	20	32	保全・更新
		112	蓮池の里処分場(排水処理施設)	野洲クリーンセンター	9.9	SRC	2002	20	32	保全・更新
22	普通財産	29	大型共同作業所	商工観光課	354.9	S	1994	28	-	譲渡
		120	中主ふれあいセンター	介護保険課	2,131.3	RC	1995	27	-	転用
		121	自転車預かり所	総務課	123.0	S	1977	45	-	保全・更新
23	駅関連施設	115	野洲駅北口昇降施設	都市計画課	115.8	S	1999	23	60	保全・更新
		116	野洲駅南口昇降施設	都市計画課	91.3	S	1998	24	60	保全・更新
		132	野洲駅北口歩道橋施設(昇降施設)	都市計画課	43.3	S	2017	5	60	保全・更新
		117	野洲駅南口駅前広場(シェルター)	都市計画課	964.9	S	2014	8	25	保全・更新
		118	野洲駅北口駅前広場(シェルター)	都市計画課	907.0	S	2018	4	25	保全・更新
24	公衆便所	119	三上山登山者用便所	商工観光課	75.0	RC	2002	20	60	保全・更新
		127	駅前南口公衆便所	道路河川課	44.0	SRC	2002	20	38	保全・更新
		128	駅前北口公衆便所	道路河川課	25.2	コンクリートブロック	1986	36	34	保全・更新
		129	妓屋敷跡休憩所付公衆便所	商工観光課	14.0	木造	不明	-	-	保全・更新
		130	大篠原公衆便所	農林水産課	10.0	RC	2007	15	38	保全・更新
25	公園管理施設	122	さくら墓園管理棟	環境課	216.0	S	1990	32	60	保全・更新
		123	野洲川河川公園管理事務所	都市計画課	331.5	S	1990	32	60	保全・更新

注1：令和4年9月30日時点

注2：主たる構造のSRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造

## (2) 病院施設の整備方針

市民が住み慣れた地域で適切な医療サービスを受けることができる環境整備のため、「野洲市民病院整備 基本構想・基本計画」（令和4（2022）年11月策定）に基づく市立野洲病院の移転建替えを行います。

## (3) 財源確保の取組

### ア 国・県の交付金・補助金等の積極的活用

国・県の補助事業や民間財団の助成金など、多様な財源の活用を図ります。

また、本市の実情にあわせた様々な公民連携事業の導入の可能性について検討を行います。

### イ 整備内容の精査

施設の更新にあたっては、過大な整備とならないよう精査を行い、事業費の抑制を図ります。

### ウ 施設の効率的な維持管理・運営

公共施設の維持管理費の徹底削減、使用料の見直しや利用収入の増加、指定管理への移行による経費の削減等に取り組みます。

多くの施設の点検・修繕等を含めた包括的民間委託など、効率的な維持管理のあり方を検討します。

## 2. 土木インフラ

土木インフラについては、公共施設に比べて、集約・複合化や転用等の再編が難しいことから、既存施設を維持していくことを前提に長寿命化を図ります。

### (1) 道路

#### ア 市道

市道は、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、市民の命と暮らしを守るためには、老朽化する道路ストックを適切に維持管理することが求められています。

舗装の修繕については、日常点検（道路パトロール）や地元要望等により現地の状況を把握する中で、これまで修繕を行ってきましたが、令和2（2020）年度に路面性状調査（舗装の劣化状況の調査）を実施し、限られた財源の中でも舗装の修繕を着実に推進するため、「野洲市舗装修繕計画」を策定しています。

「野洲市舗装修繕計画」に基づき、舗装の劣化状況や道路の重要度、利用状況等を踏まえた計画的な修繕を行うとともに、定期的な路面性状調査や日常点検等の結果、対策履歴等を蓄積し、効率的かつ効果的な維持管理を図ります。

#### イ 農道・林道

道路パトロールおよび地元要望等により現地の状況を把握する中で修繕等を適切に行います。

### (2) 橋梁

本市が管理する橋梁のうち、建設後50年を超える高齢化橋梁は、令和元（2019）年度末時点で4割以上を占めており、20年後には、その比率が9割以上になるなど、老朽化が進む橋梁群の修繕・架替に要する費用が大きな財政負担になることが懸念されます。そのため、橋梁点検等により得られた情報を基に、従来の事後保全的な維持管理から損傷が軽微なうちに対策を行う予防保全型の維持管理へと転換し、安全の確保、予算の平準化、維持管理費用の縮減を目的とした「野洲市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しています。

「野洲市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の修繕を基本とした長寿命化を図るとともに、定期的な橋梁点検や日常点検等の結果、対策履歴等を蓄積し、効率的かつ効果的な維持管理を図ります。

また、限られた人員と予算で広範に散在する多くの橋梁の維持管理業務を効率的に行うため、IoT等のデジタル技術の活用を検討します。

### (3) 公園

利用実態、地域住民のニーズ、社会情勢の変化等を踏まえ、統廃合を含めた再編や再生に取り組み、適正な配置を図ります。

維持管理については、長寿命化計画等に基づき適正に行うとともに、地域住民等と連携することで、より効率的かつ効果的に行います。

#### (4) 上水道

将来的な人口減少等により使用水量の低下が見込まれる中、本市では、中長期的な更新需要と財政収支の見通しに基づく、施設更新・資金確保の方策を定めた「野洲市水道事業アセットマネジメント計画」を平成27(2015)年度に策定しています。

「野洲市水道事業アセットマネジメント計画」に基づき、管路を含む施設の更新事業を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行いトータルコストの平準化を図ります。

#### (5) 下水道

下水道施設の老朽化が懸念されることから、「野洲市ストックマネジメント計画」に基づく施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理の最適化を図ります。